

## 早期退職に係る募集実施要項

令和5年5月31日  
内閣総理大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

### 1. 募集の対象

内閣府本府に所属するもののうち、応募申請の時点で、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）における指定職俸給表3号俸以上の適用を受ける職員（応募することができない職員については、（注1）参照）

### 2. 募集人数

2名 ※応募上限数2名

### 3. 募集の期間（約1週間）

令和5年6月14日（水）午前10時から

令和5年6月21日（水）午後3時まで

なお、応募をした職員の数が応募上限数2名に達した時点で募集の期間は満了し、応募の受付を締め切ることがある。応募を締め切った場合は直ちに周知する。

### 4. 退職すべき期間

令和5年6月22日（木）から令和5年7月14日（金）まで

なお、認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保する上で必要な限度で当該期日を繰り上げ又は繰り下げることがあり得る。

### 5. 応募の手続

(1) 応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記6の応募受付宛先に電子メールにて提出する。

また、早期退職募集に応募して認定された場合、民間企業への再就職の支援を希望する職員は、「応募申請書」の「1 応募をする早期退職希望者の募集について」欄中「備考」欄に再就職支援の希望がある旨を記載する。

(2) 選定後、認定及び不認定の通知書を交付する。

通知書は、基本的に応募申請書を受理してから1週間以内に交付する予定。不認定

になる場合は（注２）のとおり。

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第二）に必要事項を記入の上、退職すべき期日の前日までに下記６の応募受付宛先に電子メールにて提出する。

6. 本件に関する応募受付宛先及び相談先

内閣府大臣官房人事課課長補佐（企画担当）

電話：

E-MAIL：

（注１）次の（１）から（４）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和５年６月２２日（木）から７月１４日（金）まで（退職すべき期間内）に定年に達する職員
- (4) 令和５年６月１４日（水）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和５年６月１４日（水）から令和５年６月２１日（水）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注２）応募者が次の（１）から（５）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 上記（１）から（４）までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数を超えた場合において、先着順（※）に認定を行った結果、募集人数を超過することとなったとき。

※ 応募申請書の受付順位

応募申請書の受付順位は、その受理年月日及び受理時分により定まるものとする。受理年月日及び受理時分は、受信したメールに記録された受信年月日及び時分となるので、留意すること。

なお、応募申請書に必要事項が記載されたものを提出したことによってのみ、受付の順位が確保されるものであり、提出前の口頭又はメール等による提出の予告等により、順位を保全することはできないので、留意すること。

## 早期退職に係る募集実施要項

令和6年2月1日  
内閣総理大臣

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

## 1. 募集の対象

内閣府沖縄総合事務局開発建設部に勤務するもののうち、応募申請の時点で、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の行政職（一）俸給表6級以上の適用を受ける職員で、令和6年2月15日現在で58歳以上のもの（応募することができない職員については、（注1）参照）

## 2. 募集人数

2名

## 3. 募集の期間（約1週間）

令和6年2月15日（木）午前11時から

令和6年2月22日（木）午後5時まで

## 4. 退職すべき期日

令和6年3月31日（日）

なお、認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保する上で必要な限度で当該期日を繰り下げることがあり得る。

## 5. 応募の手続

(1) 応募しようとする職員は、「応募申請書」（別記様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記6の応募受付宛先に電子メールにて提出する。

また、早期退職募集に応募して認定された場合、民間企業への再就職の支援を希望する職員は、「応募申請書」の「1 応募をする早期退職希望者の募集について」欄中「備考」欄に再就職支援の希望がある旨を記載する。

(2) 認定及び不認定の通知書は、所属の人事担当者を通じて交付する。

なお、通知書は、基本的に応募申請書を受理してから2週間以内に交付する予定。不認定になる場合は（注2）のとおり。

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別記様式第二)に必要事項を記入の上、退職すべき期日の前日までに下記6の応募受付宛先に電子メールにて提出する。

6. 本件に関する応募受付宛先及び相談先

(1) 応募受付宛先

E-MAIL :

(2) 相談先 (受付窓口)

沖縄総合事務局総務部人事課課長補佐 (任用担当) 、任用係長

電話 :

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

(3) 令和6年3月31日までに定年に達する職員

(4) 令和6年2月15日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和6年2月15日から令和6年2月22日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

(1) この募集実施要項に適合しない場合

(2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合

(3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数を超えた場合において、先着順(※)に認定を行った結果、募集人数を超過することとなったとき。

※ 応募申請書の受付順位

応募申請書の受付順位は、その受理年月日及び受理時分により定まるものとする。受理年月日及び受理時分は、受信したメールに記録された受信年月日及び時分となるので、留意すること。

なお、応募申請書に必要事項が記載されたものを提出したことによってのみ、受付の順位が確保されるものであり、提出前の口頭又はメール等による提出の予告等により、順位を保全することはできないので、留意すること。